

内閣府 規制改革推進会議

子育て・教育・働き方ワーキング・グループ配布資料②

一般社団法人ひとり親支援協会

代表理事 今井 智洋

養育費に関する裁判手続等 緊急ヒアリング調査のご報告

ひとり親交流サークル「エスクル」を運営する一般社団法人ひとり親支援協会は、内閣府より依頼を受け、2021年10月15日～19日の5日間、緊急ヒアリング調査を行いました。今回は緊急ということで125名に依頼し、回答がありました32名について、その内容を以下の通り、お伝えいたします。

※ひとり親当事者よりいただいたお声を、原文ママで記載しています。

【①裁判手続きのサポートの課題】

- ・裁判は分からない用語だらけ。それを調べるだけでも労力がかかる。裁判手続きのサポートを拡充してほしい。
- ・養育費は支払ってもらって当然のものであり、支払ってもらう立場であるはずなのに、全て自分で調べなければならず、孤独感が強かった。裁判手続きについて寄り添って相談できる窓口がほしい。
- ・専門用語が多く、多くの人が門を叩きやすい状況ではないと把握しています。ガイドブックや、ガイドライン。動画などでどういったことから考えれば良いのか、といった資料をまとめていただくのが良いかと思います。そもそも離婚手続きする人は大抵がはじめての離婚です。
- ・裁判所のHPは情報量が多くて見にくい。養育費に関する情報をまとめるページを作ってほしい。
- ・例えば、横須賀市の家裁より、横浜市の家裁の方が、必要事項を、テストの答案の様に書き入れると仕上がる様になっていて親切。調停用書面フォーマットを、横浜市の様に、書き入れるタイプにしてあげると調停書面提出のハードルを下げることが可能ではないか。
- ・事情説明を準備する際、フラッシュバックがありつらかった。事情説明をDVやモラハラをうけた方へ配慮してほしい。
- ・裁判所に問い合わせても書類が遅れてくるだけ。手続き書類だけ送られてきても、裁判手続きの全体像が見えない。
- ・裁判のやり方は誰も教えてくれない。裁判所に電話しても親切じゃない。

・手続きが分かりにくい。以前裁判所に行った時に各項目事に電話で音声が出るタイプのものがパンフレットであったので持ち帰ったが行かないともらえないし自分で何でも調べないといけないので労力がかかる。

・法テラスを使い相談3回まで無料でしたが、その後は有料で、弁護士費用も増えて行き時間もかなりかかり、養育費が回収できなければマイナスになる現状です。本当にハードルが高すぎるなどと思います。

・弁護士は高くひとり親家庭には利用できない。もっと気軽に利用できると裁判のハードルが下がると思う。

【②相手方の住所特定の課題】

・働きながら、必要な書類の準備を行い、相手方の住所も自分で探さないといけないことは非常に負担である。裁判所で相手方の住所を特定できるような形にしてほしい。

・戸籍の附票までは、自治体と連携して取得できるようにしてほしい。住所や財産特定するにも、裁判所と行政がもう少し連携し情報を取得できる仕組みをつくってほしい。

・相手の住所に関して、自分たちが把握できなくてもマイナンバーを使えば裁判所、及び行政を通じて発送ができる。という手はずを整えて頂ければと思います。もしくは就労先など。

・マイナンバーなどと連携すれば相手方の住所の特定もできると考えています。また、離婚時には差し押さえる銀行口座や職場の情報収集、税金の情報などから働き場所を特定できる、などを検討してほしいです。

・せっかく公正証書を元に差し押さえをしたくても内容証明を送る先が分からないと裁判所も手続きをしてくれない。結局泣き寝入りになってしまう。

・裁判所に申立てを行ったところ、相手方の住所を調べてほしいと言われ、役所に問い合わせたが把握していた住所には住んでいなかった。

・娘が3歳になる一ヶ月前に離婚しました。現在14歳。小学校入学前から、連絡がとれなくなり、養育費は一切もらっていませんが、弁護士に相談しても、取るのは無理と言われていました。結婚当時、下請の仕事をしており、会社勤務はしていなかったため、(現在不明)その状態だと、会社を特定し、養育費の支払いを求めるのは無理とのことで、諦めています。

・強制執行は相手の氏名、住所、勤務先または口座が必要です。相手が住所氏名を変えていたりすると、本籍地を調べて戸籍謄本を取って、相手に送達されるかどうかにかかっています。どんなに裁判所で養育費を取り決めしても、いくらでも逃げ道があるので、こちらは手間がかかるばかりで疲れ果てて強制執行するのに疲れます。

・差し押さえ手続きに相手の会社の謄本が必要なのに会社を辞めていたらなんの意味もない。結局泣き寝入りに

なる。これをなんとかしてほしいです。

- ・相手会社の謄本取得の費用等お金や労力もかかった。当然支払ってもらわなければならないのになぜこちら側に全てお金が発生する仕組みなのか。探偵、弁護士も高額である。

- ・探偵を雇ってはどうかと言われたが費用が高く、結局泣き寝入りした。

【③裁判手続きのスピードの課題】

- ・一刻も早く裁判に必要な労力を軽くしてほしい。子ども成長は早く、国の制度改正を待てというのも酷であり、この間も養育費をもらえないひとり親が苦しんでいる。

- ・オンライン裁判の早期取り組みを強く要望。調停は、条件で落ちどころがほぼ決まっているし、この内容に、この期間って無駄だわ、という経験から。

- ・離婚手続きする際に養育費を一括請求できるような仕組みを作って欲しい。養育費を一括で請求出来れば、途中で未払いになるリスクを少なくできると思う。

- ・裁判所も履行勧告したらすぐ強制執行する仕組みを作って欲しい。相手は離婚届を出して終わり。逃げるが勝ちのような仕組みを変えないといけないと切に思います。

- ・裁判は2ヵ月に1度なので、土日や夜間あける又は、民間ADR書面にも強制力を持たせるようにしてほしい。

- ・裁判で養育費を支払ってもらえることが決まっても、ずっと払ってもらえる保証がない。裁判スピードや費用などの負担感を天秤にかけたとき、養育費の請求をあきらめることとした。

- ・相手側に履行勧告をしてもこちら側から連絡しないとしてもらえない。裁判所が相手側に手紙→相手の返事待ち→裁判所から相手回答の電話のような事をこれまでも何度かしているので最近では裁判所から「強制執行した方がいいですよ」と言われた。簡単じゃないからお願いしているに、お金も労力もかかるので強制執行するか考え中。本当にしんどい。

【④その他 養育費にかかるご意見】

- ・養育費の不払い問題の解決のために、国による強制徴収、罰則といった制度を整えてほしい。欧米諸国では給与天引き、銀行口座からの引き落とし、及び支払わなかった場合は刑罰の適用まで利用されています。今現在は罰則がなにもない状態です。養育費は子供の権利ですから、それをしっかりと確保してほしい。

- ・今現在逃げとくな状態になっているために不払いが発生してしまっています。貧困ひとり親を増やし、行政の

財政を圧迫する一つの原因です。対応をお願いしたいです。

・国による強制徴収、給与天引き、銀行口座からの引き落とし、支払わなかった場合は刑罰の適用、国からの養育費保障をお願いしたいです。一人であっても、我慢させることなく安心して子育てできる社会にしてほしいです。

・離婚調停中に相手側が算定表 8 万円の会社員から転職し算定表 3 万円の個人事業主になり調停離婚後、一度も支払われず居住住所もわからなくなりました。DV もあった為、行方を探し出すのも恐怖。働きながら子供を育て、それを支払って貰えるように動こうとしても現状のままでは金銭的、体力的、精神的、時間的にも、あまりにも過酷で何かこちらが罰を受けているかのように感じるほど何から何まで制度も仕組みも整っておらず、養育費を受ける権利のある子供達にとってとても不利な現状だと思います。

・相手が自営業の場合、年収を如何様にも見せる事が可能になる為、本来の相手の収入に見合った養育費を貰うことが難しく、自営業者の算定表の見直しをして欲しいです。

・元夫は自営業で税理士が作成した確定申告の書類がありました。元夫の親が役員になっています。元夫は離婚を何年も前から準備し、経費や親の役員報酬を増やし、元夫の年収が数万円になっていました。それでも、税理士が作成した書類なので、正式な書類として通っていました。経済 DV で、私には貯金は全く無く、生活費を借金して生活しています。

・養育費の算定について、現在は双方の収入できめる算定表がございますが、それを、養育費を払う方の年収の〇割など「義務者の年収の割合」で支払う方法になれば、子どもの利益になるのではないかと個人的な意見ではありますが、常々思っております。そもそも算定表の金額が低いのも問題だと思いますが、離婚の時に、金額のなかでもその下限を主張されて折れざるを得なくて腹立たしい思いを、私が個人的にしたもので、その時から、算定方法や算定表にも問題があると思っています。

・また、養育費の算出に関しても「低すぎる」と考えています。裁判所の金額では、都心部など固定費が高いところに住まざるを得ないひとり親には厳しいです。仕事の関係などで都心部に住まなければならない家庭も多数あるかと思えます。日本弁護士連合会が作成している金額を是非標準として考えるよう、家裁の人からもアドバイスできる体制を整えてほしいと思います。

・現在裁判所にて目安にされている算定表は化石と化しており収入に対して算定が低過ぎます。弁護士会では現代の生活に即した算定表を別途出していますが、法が変わるにはまだ何年も掛かると弁護士さんから聞きました。出来るだけ早く現実に即した算定表を適用して頂きたいです。

・離婚して子供の親権は母親である私が持ちました。1 年後に元夫が急死、役所に小学生の 1 人娘の遺族年金申請に行きましたが、離婚後の父親からの養育費の支払いを証明出来なければ遺族年金の対象にならないと、断られてしまいました。養育費を貰っていた子供は公的にも支援を受けられるのに、養育費も公的支援も受けられない子供もいて、こんな差別を受けなければならない子供が可哀想です。

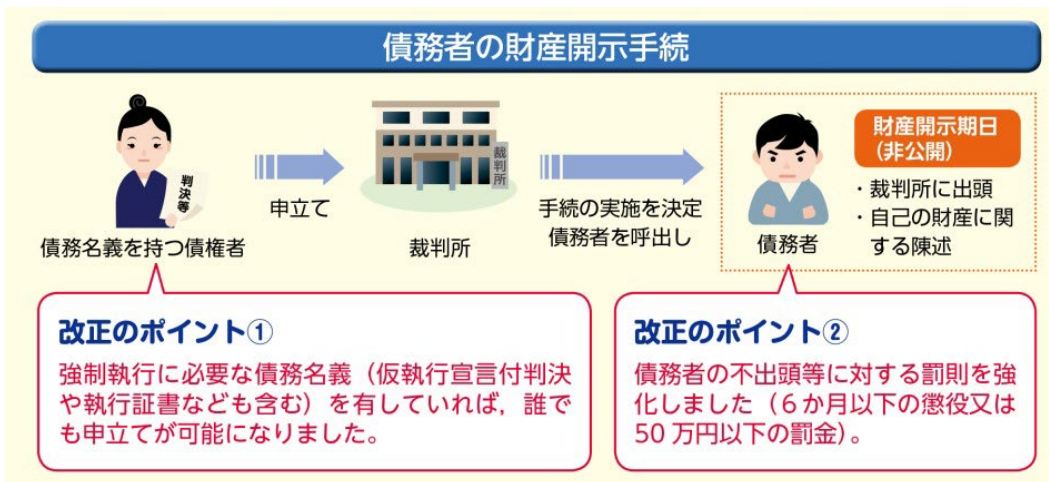
以上

母子世帯の母の養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成 23 年	19.7 %	15.8 %	60.7 %	3.8 %
平成 28 年 1,817	442 24.3 %	281 15.5 %	1,017 56.0 %	77 4.2 %

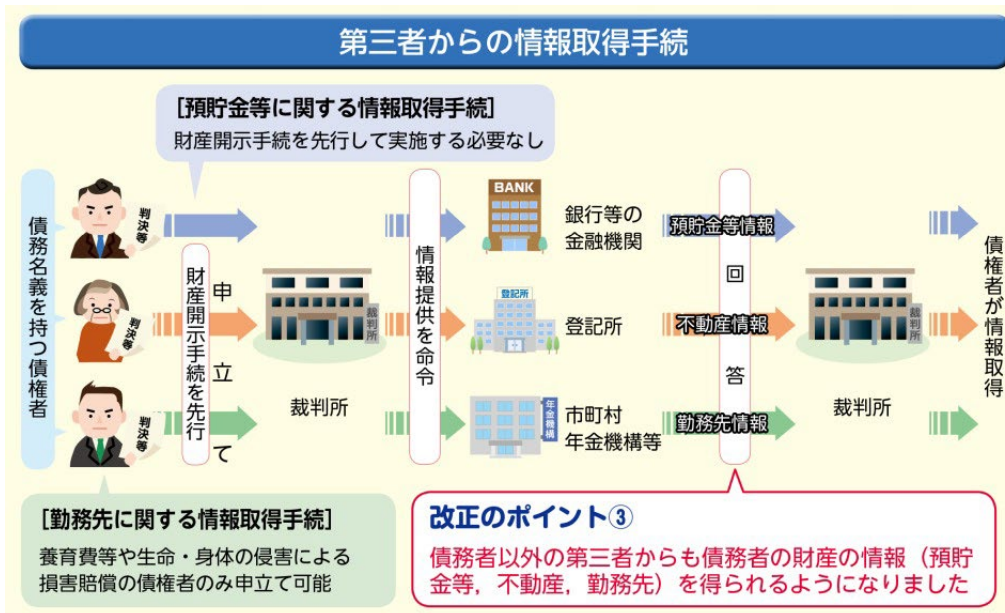
(厚生労働省 平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査より)

民事執行法の改正① 債務者に自己の財産を開示させる手続（財産開示手続）



2020年04月14日付 NETIB-NEWS より引用

民事執行法の改正② 第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設



2020年04月14日付 NETIB-NEWS より引用